

片品村議会反問権実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、片品村議会において、片品村議会基本条例第10条2項に規定する反問権の行使について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における反問権とは、議員の一般質問又は質疑に対し、趣旨及び根拠の確認、並びに争点を整理し明確化を図るため、答弁者が議員に質問することをいう。

2 答弁者とは、村長その他の執行機関の職員をいう。

(行使)

第3条 答弁者は、本会議において自らの意思を表明し、議長の許可を得て、議事進行に支障がない範囲において、別に必要な時間を確保し、反問権を行使することができる。

2 答弁者は、議員の質問等が終了し、答弁者が答弁を始める前又は答弁を終了した後に挙手の上、議長に反問するための発言の許可を求め、その許可を受けたから行うものとする。

3 議長は、答弁者からの反問権の行使を意思表示された場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することを確認した時は、これを許可するものとする。

- (1) 答弁者が、議員の質問の趣旨又は根拠を確認する場合
 - (2) 答弁者が、議員の考え方を確認する場合
 - (3) 答弁者が、議員からの提案に対し、質問又は建設的な意見を述べる場合
- 4 答弁者は、反問権の行使の始めと終わりを明確にしなければならない。
- 5 議長は反問の内容が適切でないと判断した場合は、注意又は制止することができる。

(反問権の行使の時間)

第4条 反問権の行使に伴う議員の答弁は、一般質問の持ち時間に含めない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会において協議し、運営方針としてまとめ、これを議員、村長、その他の執行機関へ通知する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。